



保育士資格をお持ちのあなた

更に充実した支援策で 保育士の皆さんをサポートします

現在、市内で働く保育士が不足しています。

市では、市内の私立保育施設などで働く保育士の皆さんを「保育士応援事業」で支援しています。子どもたちの未来のために皆さんの力を貸してください。

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

NEW

☑ 新卒者への就職支援金の貸し付け

【対象】 学校(短大、専門学校など)を卒業してから1年以内に市内の私立保育施設に就職した人で、保育業務に1日6時間以上、月20日以上従事している人

【貸付額】 20万円

※1人1回限り。用途は問いません。1年間勤務で返還を免除します

【問い合わせ】教育委員会こども課

上限額
UP

☑ 家賃の補助

【対象】 市内の私立保育施設に就職した人で、保育業務に1日6時間以上、月20日以上従事している人

【補助額(月額)】 採用から3年間、家賃の2分の1を補助(年間最大25万2,000円)

【問い合わせ】教育委員会こども課

☑ 奨学金の返済支援補助

【対象】 市内の私立保育施設に就職した人で、保育業務に1日6時間以上、月20日以上従事している人

【補助対象奨学金など】 日本学生支援機構奨学金(第一・二種)、あしなが育英会奨学金、交通遺児育英会奨学金、伊藤育英会奨学金、生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費・就学支度金)、母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)

【補助対象期間】 36ヵ月(最大)

【補助額】 返済額の2分の1(年額上限12万円、1万円×12ヵ月)

【問い合わせ】教育委員会こども課

☑ 復職支援[登録制]

【対象】 市内の保育施設へ再就職を希望する人で、次のいずれかの資格を有する人(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)

【内容】 ▶個別相談▶復帰に向けたトレーニング▶職場紹介・見学・体験

【問い合わせ】教育委員会こども課

☑ 再就職支援金の貸し付け

【対象】 市内の私立保育施設に再就職した人で、保育業務に週20時間以上従事している人(復職支援者登録が必要です)

【貸付額】 10万円

※1人1回限り。用途は問いません。1年間勤務で返還を免除します

【問い合わせ】教育委員会こども課

☑ ふるさと保育士確保事業補助

【対象】 市の奨学金を返還していて、市内の私立保育施設に勤務している保育士

【補助額】 奨学金返還額の2分の1

【問い合わせ】教育委員会学務管理課(☎41-3143)

*対象には、一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください

国民年金保険料の納付が困難なときは…

免除・猶予制度を 活用しましょう

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が入会し、世代を超えて支え合う制度です。4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料(以下「保険料」と言います)は、月額16,590円です。



経済的な事情などにより、保険料を納めることが難しいとき、申請して承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。免除や猶予を受けず、保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障がい状態になったときの障害基礎年金などが受けられない場合があります。

■**保険料の免除制度**
本人、本人の配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の全額または一部が免除されます。また、免除の所得基準を超えていても、退職(失業)などにより納付が難しいときは、特例で保険料の免除を受けられる場合があります。

※一部免除には、所得に応じて▼4分の3免除▼2分の1免除▼4分の1免除の3種類があります。例えば4分の3免除の場合、残りの4分の1を納付する必要がありますが、これが未納のままだと年金を受けられない場合があります。

■**保険料の納付猶予制度**
50歳未満の人で、本人、本人の配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。

■**学生納付特例制度**
前年の所得が一定基準以下の学生は、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。

【問い合わせ・申請】
○本館国保医療課(☎41-3585)
○各総合支所健康福祉係
大 迫(☎41-3127)
石 鳥 谷(☎41-3447)
東 和(☎41-6517)
○花巻年金事務所(☎23-3351)
○ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)

●**申請の受付期間**
保険料の免除制度および猶予制度の令和4年度分(7月分)令和5年6月分)の申請は、7月1日から受け付けています。
なお、学生納付特例制度の令和4年度分(4月分)令和5年3月分)の申請は、4月1日から受け付けています。

*これらの制度は、原則、申請日より2年1ヵ月前までさかのぼって申請できます

生活にゆとりができたなら追納を
保険料の免除制度などを活用した場合、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。
そこで、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」制度を利用することで、免除制度などを活用せずに保険料を納めた場合と同じ年金額を受け取ることができます。詳しくは、花巻年金事務所(☎23-3351)へお問い合わせください。

コロナの影響に伴う減収による免除制度についてお知らせします

■**対象** 次の要件を全て満たす人

▶令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人▶令和3年1月以降の所得の状況から見て、年間所得見込み額が現行の国民年金保険料の免除に該当する水準になる人

■**期間** 令和4年7月分～令和5年6月分の国民年金保険料

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、所得の申立書を添えて、右記まで提出してください。

*申請書類は、本館国保医療課、各総合支所健康福祉係に備え付けているほか、日本年金機構のホームページ(https://www.nenkin.go.jp)に掲載しています

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)、本館国保医療課(☎41-3585)

■**提出先**

▶花巻年金事務所…〒025-8503 材木町8-8

☎23-3351

▶本館国保医療課…〒025-8601 花城町9-30

☎41-3585

*令和2年6月分～令和4年6月分の保険料の免除についても申請が可能です。詳細は日本年金機構のホームページ(https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html)をご覧ください

